

浦和区絵画作品展実施要領

この実施要領は、令和8年度浦和区絵画作品展の開催について必要な事項を定めるものとする。

1. 概要

(1) 目的

区内公民館で活動する絵画グループ並びに区内に学区がある小・中学校及び区内高等学校に在学する児童・生徒へ作品発表の場を提供し、芸術・文化活動の支援を図るとともに、文教のまちづくりを推進する。

(2) 主催

さいたま市浦和区

(3) 協力

さいたま市浦和区内公民館

さいたま市浦和区内所在又は通学区域内小・中学校

さいたま市浦和区内高等学校

(4) 出品作品

ア 浦和区内公民館（全12館）で活動するグループの絵画作品

イ 浦和区内に所在し、又は主に浦和区を通学区域とする小学校（全14校）の児童の絵画作品

ウ 浦和区内に所在し、又は主に浦和区を通学区域とする中学校（全8校）の生徒の絵画作品

エ 浦和区内に所在する高等学校（全3校）の生徒の絵画作品

(5) 特別展示

浦和区にゆかりのある画家の絵画作品（令和8年度は「林 悌衛^{ていゑ}」）

(6) 開催会場

うらわ美術館 ギャラリーA・B

(7) 開催期間及び時間

作品展の開催期間は、令和9年2月17日（水）から21日（日）までの5日間とし、開催時間は、各日午前10時から午後5時までとする。

2. 出品作品

(1) 題材

区分	題材
公民館	① 自由題材 ② 企画展 「わたしの浦和区自慢」 ※テーマに沿うものであれば、風景、物、人等題材は問わない。
小学校	自由題材
中学校	
高等学校	

(2) 作品数

区分	作品数
公民館 (約100点)	① 自由題材 1 団体につき4点以内 ② 企画展 1 団体につき4点以内 ※ ①、②各項目、出品者1人につき1点まで [自由題材と企画展 (わたしの浦和区自慢) 1点ずつの出品は可]
小学校 (最大97点)	1 校につき 通常学級から6点以内 特別支援学級から1点以内
中学校 (最大63点)	1 校につき 通常学級から3点以内 特別支援学級から1点以内 美術部から4点以内
高等学校 (最大12点)	1 校につき4点以内
特別展示 (2点)	市所蔵品2点 (令和8年度は、うらわ美術館所蔵の林 俊衛作品2点)
(全約274点)	

(3) 作品の規格等

共通事項

作品について

油絵、水彩画、切り絵、版画等 (写真のみは不可) とし、著作権 (漫画やアニメキャラクターなどを含んだ作品)、商標権 (商品名、商品のパッケージデザインを含んだ作品)、肖像権 (許諾を得ていない実在の人物) など第三者の権利を侵害しないものとする。

個別事項

区分	規格等
公民館	① 絵画のサイズは、F・P・M・Sともに <u>30号以内のもの</u> ② 出品者が額装を施し、その状態で展示できる作品とする。 ③ 水彩・版画の額装にはアクリルを使用すること。なお、油彩の額装については、ガラス、アクリル等は不可とする。 ④ 未発表作品に限らない。
小・中学校	① 用紙サイズは、 <u>四ツ切画用紙(約392mm×約542mm)以下のもの</u> ② コミュニティ課が用意するフレームに入れて展示するため、 <u>作品にはビーズ、木片、綿等の立体物を付けないものとする。</u> ③ 学年は問わない。 ④ 授業で制作した作品に限らず、また、未発表作品に限らない。 ⑤ 作品を台紙に貼る場合は、四ツ切画用紙の大きさの台紙とし、 <u>台紙の表面には題名、氏名等を記入しないものとする。</u> ⑥ 出品する児童・生徒の住所地は問わない。 ⑦ 中学校美術部からの作品は、公民館規格等と同様とする。
高等学校	公民館規格等と同様とする。

3. 開催までのスケジュール

別紙「令和8年度浦和区絵画作品展スケジュール」のとおり

4. 出品作品の提出及び返却

(1) 出品作品の提出

- ア 各公民館及び各学校は、作品一覧表を作成し、コミュニティ課に提出するものとする。
 イ 各出品者及び各学校は、コミュニティ課が送付する作品票(題名、公民館・学校名、絵画グループ名・学年、氏名等の作品情報を記載したもの)及び上下判別用シールを、出品作品の収集時までに作品の裏面に貼付するものとする。
 ウ 出品作品の収集は、令和9年1月下旬から2月上旬までに行うものとする。

(2) 出品作品の返却

各公民館及び各学校の作品は、会期終了後速やかに返却するものとする。

5. 作品展の周知

- (1) 市報さいたま浦和区版に掲載
 (2) 区ホームページに掲載
 (3) 市及び区公式SNSによる発信
 (4) ポスター、チラシ等による広報

6. その他

- (1) 各出品者、各絵画グループ及び各小・中・高等学校は、出品作品の展示位置、配列等に対して異議を申し立てることはできない。
- (2) 出品作品は努めて保護するが、不測の事故等による損傷、紛失、盗難、展示による褪色等について、区はその責任を負わない。
- (3) 作品展開催期間中の作品は、うらわ美術館及びコミュニティ課が管理する。
- (4) 出品作品について、個別の賞は設けない。
- (5) 出品作品について、コミュニティ課が写真等で記録し、市報さいたま浦和区版、区ホームページ、区公式SNS、ポスター・チラシ等に掲載する場合がある。
- (6) 出品作品について、コミュニティ課が動画で配信する場合がある。
- (7) 出品作品について、報道機関が写真等で記録し、報道する場合がある。

7. 施行及び適用

この実施要領は、令和8年7月9日から施行し、令和8年度浦和区絵画作品展の開催について適用する。

令和8年度浦和区絵画作品展スケジュール

日程		内容
7月	上旬	浦和区絵画作品展実施要領策定
		【コミュニティ課から各公民館・各学校へ】 出品依頼及び連絡担当者・出品作品数調査依頼の送付
8月	下旬	>連絡担当者・出品作品数調査 回答〆切
10月	中旬	【各公民館へ】 公民館だよりへの記事掲載依頼
		【コミュニティ課から各公民館・各学校へ】 出品作品調査依頼（作品タイトル、サイズ、技法等）の送付 ※キャプション作成等を使用
11月	下旬	>出品作品調査 回答〆切
12月	下旬 ～1月上旬	【コミュニティ課から各学校へ】 学校だより、学校ホームページ等への作品展情報掲載依頼
1月	上旬	【コミュニティ課から各公民館・各学校へ】 作品収集日の連絡 出品作品に貼付する作品票及び上下判別用シール送付 ポスター掲示及びチラシ配布に係る協力依頼
	下旬～ 2月中旬	各公民館・各学校からの作品収集 ※搬入・搬出委託業者が行う。
2月	1日	市報さいたま浦和区版 掲載
	初旬	【コミュニティ課から各公民館・各学校へ】 作品返却日の連絡
	16日	会場設営・作品展示作業（うらわ美術館ギャラリーA・B）
	17日 ～21日	作品展期間（うらわ美術館ギャラリーA・B）
	22日	会場撤収・作品撤去（うらわ美術館ギャラリーA・B）
	～28日頃	各公民館・各学校への作品返却 ※搬入・搬出委託業者が行う。
3月	下旬	開催結果報告（来場者集計・会場写真・アンケート結果等）